

I 調査の説明

1 調査の趣旨と沿革

人事院は、国家公務員法等の規定の趣旨に基づいて、国家公務員の給与が適正に定められるよう、民間における給与、生計費その他について調査研究を行う責務を有している。このため、給与については、公務員と類似の仕事をしている民間事業所の従業員の給与と、公務員の給与とを直接比較できる資料を定期的に得ることが必要である。民間事業所の従業員の給与については、各方面において種々の調査が行われており、人事院としても必要に応じて参考としているが、公務員給与と直接対比するための資料としては、何よりも重要な職種別の給与水準の把握という面で必ずしも十分とはいえないものがある。そのため、この目的に最も適合するような内容と方法をもって、人事院が独自に実施してきているのが「職種別民間給与実態調査」である。

この調査は、昭和23年7月に第1回が行われ、毎年1回（昭和25年は2回）実施されており、今回は数えて61回目に当たる。初期のころは、戦後の社会経済の変動期に対応した調査の揺らん期であって、調査内容、調査時点、調査対象事業所の規模等についても、一貫するところがなかったが、回を重ねるにつれて次第に規模も拡大し、特に昭和28年調査からは、それまで人事院と各都道府県及び五大市の人事委員会が、それぞれ別個に行っていた大同小異の調査を合わせて一本とし、これら人事委員会と合同して調査に当たることとなり、調査規模も飛躍的な発展を遂げた。その後、昭和31年に仙台市人事委員会、39年に北九州市人事委員会、47年に札幌市、川崎市及び福岡市の各人事委員会、48年に沖縄県人事委員会、54年に特別区人事委員会、55年に広島市人事委員会、平成4年に千葉市人事委員会、平成7年に熊本市人事委員会、平成12年に和歌山市人事委員会、平成15年にさいたま市人事委員会、平成17年に静岡市人事委員会、平成18年に堺市人事委員会、そして本年は新潟市人事委員会及び浜松市人事委員会が調査に加わり、現在は67の人事委員会と共同で調査に当たっている。

調査対象とする事業所の規模は、昭和38年までは事業所規模50人以上、平成17年までは企業規模100人以上で、かつ、事業所規模50人以上としてきたが、平成18年からは、民間給与との精確な比較を実現し、より適正に公務の給与に反映させるために、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上とし、調査対象従業員の範囲をスタッフ職等に拡大した。なお、調査方法、調査内容についても年々検討を加え、現在では、特色ある給与調査の一つとして、民間企業等における給与決定の基礎資料としても広く活用されている。

参考までに、これまで行った調査の概要を示すと第1表のとおりである。

第1表 調査実施状況

調査年次	調査時点	調査職種数	調査事業所数	調査実人員
	年月	職種	事業所	人
第 1 回	昭和23. 7	25	391	427
第 2 回	24. 4	45	1,776	3,781
第 3 回	25. 5	66	784	14,399
第 4 回	25. 9	100	1,592	82,483
第 5 回	26. 3	42	771	7,432
第 6 回	27. 3	60	1,116	38,049
昭和 28 年	28. 3	76	4,741	96,528
昭和 29 年	29. 3	72	4,647	160,429
昭和 30 年	30. 3	68	4,374	132,260
昭和 31 年	31. 3	63	4,477	123,236
昭和 32 年	32. 3	57	4,688	123,574
昭和 33 年	33. 3	116	6,128	128,260
昭和 34 年	34. 3	93	6,321	346,512
昭和 35 年	35. 4	83	6,202	273,269
昭和 36 年	36. 4	88	6,248	324,653
昭和 37 年	37. 4	87	6,524	367,319
昭和 38 年	38. 4	88	6,751	369,786
昭和 39 年	39. 4	91	5,369	399,452
昭和 40 年	40. 4	91	6,325	457,018
昭和 41 年	41. 4	91	6,555	445,093
昭和 42 年	42. 4	91	6,682	446,005
昭和 43 年	43. 4	91	6,846	473,989
昭和 44 年	44. 4	91	6,987	505,101
昭和 45 年	45. 4	91	7,157	534,276
昭和 46 年	46. 4	91	7,204	547,897
昭和 47 年	47. 4	91	7,252	542,488
昭和 48 年	48. 4	91	7,433	541,489
昭和 49 年	49. 4	91	7,367	558,486
昭和 50 年	50. 4	91	7,328	521,903
昭和 51 年	51. 4	91	7,443	487,197
昭和 52 年	52. 4	91	7,499	505,075
昭和 53 年	53. 4	91	7,564	500,655

調査年次	調査時点	調査職種数	調査事業所数	調査実人員
	年月	職種	事業所	人
昭和 54 年	昭和54. 4	91	7, 594	495, 805
昭和 55 年	55. 4	91	7, 624	513, 887
昭和 56 年	56. 4	91	7, 599	535, 881
昭和 57 年	57. 4	91	7, 624	535, 679
昭和 58 年	58. 4	91	7, 624	521, 939
昭和 59 年	59. 4	91	7, 634	516, 768
昭和 60 年	60. 4	91	7, 654	522, 635
昭和 61 年	61. 4	91	7, 664	539, 988
昭和 62 年	62. 4	91	7, 684	531, 229
昭和 63 年	63. 4	91	7, 684	532, 246
平成元年	平成元. 4	91	7, 647	566, 193
平成 2 年	2. 4	91	7, 662	609, 648
平成 3 年	3. 4	91	7, 652	650, 770
平成 4 年	4. 4	91	7, 672	653, 046
平成 5 年	5. 4	91	7, 677	613, 625
平成 6 年	6. 4	91	7, 672	507, 657
平成 7 年	7. 4	90	7, 527	459, 989
平成 8 年	8. 4	90	7, 677	496, 115
平成 9 年	9. 4	94	7, 652	495, 608
平成 10 年	10. 4	94	7, 592	500, 549
平成 11 年	11. 4	94	7, 566	473, 871
平成 12 年	12. 4	94	7, 556	461, 844
平成 13 年	13. 4	94	7, 546	441, 971
平成 14 年	14. 4	94	7, 886	395, 310
平成 15 年	15. 4	94	8, 054	361, 484
平成 16 年	16. 4	77	8, 143	359, 348
平成 17 年	17. 4	76	8, 280	354, 256
平成 18 年	18. 4	76	10, 174	430, 686
平成 19 年	19. 4	78	10, 154	428, 916

2 調査の特色

はじめにも述べたとおり、この調査は、適正な公務員給与を決めるためにその比較対象となる民間給与についての基礎資料を得ることが大きな目的であるので、公務と共に通する職務に従事する民間従業員の給与を調査することが必要である。すなわち、職種別給与調査ということがこの調査の大きな特色であるが、その主な点をあげれば次のとおりである。

- (1) 公務と共に通する職務をとらえ、その職務の内容、責任の度合い、資格要件等によって調査職種を設定し、これら細分された各職種に該当する従業員について調査を行っていること。
- (2) 職種としては、事務及び技術関係に重点をおくとともに、教員、医師、看護師等特殊な職種をも網羅していること。
- (3) 給与額については、給与総額のほか時間外手当及び通勤手当の給与項目別に調査集計を行っていること。
- (4) 集計は、企業規模別、学歴別、年齢別に行っていること。
- (5) 個人別調査以外に、賞与支給額、諸手当の制度等給与に関する事項について事業所単位の調査を併せて行っていること。
- (6) 集計結果は、一般職国家公務員の給与に関する報告と勧告の基礎資料とする関係上、調査終了後、わずか1か月半の間に集計公表されていること。

3 調査及び集計方法

この調査の対象となる企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所は全国で約5万4千となっており、その全部について短期間に調査することは不可能なので、標本事業所を抽出して調査している。そのため、事業所の新設、廃業、拡大、縮小、合併などの事業所の変化を適切に把握する必要があることから、調査に先立ち毎年これら事業所の名称、所在地、従業員数などを確認し、そのリストを作成することとしている。

抽出に当たっては、これら事業所を各都道府県、政令指定都市、特別区、熊本市及び和歌山市別（以下「都道府県等別」という。）に企業規模、産業等によって層化した上で無作為に抽出した標本事業所について実地調査を行っている。

調査の内容は、公務と類似する職種に該当する従業員について4月分の給与等を個人別に調査することを主体とし、諸手当の制度等の調査も併せて行っているが、これらの調査に際しては、正確を期するため、調査員が各事業所に赴いて、給与担当者に直接面接して行う実地調査としている。

個人別の調査職種については、該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行っている。

集計については、その一部を独立行政法人統計センターに依頼している。なお、集計の際、総計や平均値の算出は、すべて事業所と従業員の抽出率の逆数を乗じ母集団に復元した形を行い、特定の規模や産業に片寄った結果が出ることのないよう配慮している。

4 本年の調査の概要

(1) 調査の範囲

ア 地域 全国

イ 事業所 平成19年4月分の最終給与締切日現在において、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所。ただし、次の経営形態に属する事業所は含まれていない。なお、事業所の産業分類は企業の分類による。

(ア) 政府機関及びその関係機関

(イ) 地方公共団体及びその関係機関

(ウ) 公庫・公団等の機関

(エ) 大使館・領事館及び国際連合等の関係機関

(オ) 企業組合等

ウ 産業 日本標準産業分類による次の産業

(ア) 漁業

(イ) 鉱業

(ウ) 建設業

(エ) 製造業

(オ) 電気・ガス・熱供給・水道業

(カ) 情報通信業

(キ) 運輸業

(ク) 卸売・小売業

(ケ) 金融・保険業（郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関を除く。）

(コ) 不動産業

(モ) 医療、福祉（次に該当するもの）

① 医療業

② 社会保険・社会福祉・介護事業

(シ) 教育、学習支援業（次に該当するもの）

① 学校教育

(ス) サービス業（次に該当するもの）

① 学術・開発研究機関

② その他の生活関連サービス業

③ 物品賃貸業

④ 広告業

⑤ 政治・経済・文化団体

エ 従業員 常時勤務する従業員のうち期間を定めず雇用されている者をいい、臨時の者を除く。なお、取締役等の役員はすべて除外している。

オ 職種 78職種（うち初任給関係職種 19職種）。その詳細な定義は別に定められている。（II統計表の表2及び表5にその大要を掲げた。）

(2) 調査対象の抽出

- ア 調査事業所 前記(1)に該当した53,764事業所を統計上の理論に従いながら都道府県等別に産業、企業規模等によって848層に層化し、これらの層から10,154事業所を無作為に抽出した。そのうち調査の完結した事業所の内訳は、第1図及び第2図のとおりである。
- イ 調査従業員 調査事業所において初任給関係職種（34,055人）以外の調査指定職種に該当する従業員が多数にのぼるときは、それからさらに抽出した従業員（394,861人）について調査を行った。なお、初任給関係職種以外の調査の対象となる従業員の推定数は3,260,608人である。

第1図 産業別、企業規模別事業所数

産業	企業規模	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
			事業所	事業所	事業所
産業	業計	9,075	3,416	3,819	1,840
漁業	業	14	1	4	9
鉱業、建設業		781	308	233	240
製造業		4,282	1,418	1,907	957
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業		1,706	798	546	362
卸売・小売業		952	302	460	190
金融・保険業、不動産業		454	290	135	29
医療、福祉、教育、学習支援業、サビス業		886	299	534	53

- (注) 1 上記のほか、実地調査に際し、規模等が調査の対象外であることが判明した事業所及び調査不能の事業所が1,079あった。
- 2 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「50人以上100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう。以下同じ。

第2図 地域別、企業規模別事業所数

地 域	企業規模	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
			事業所	事業所	事業所
地 域 計		9,075	3,416	3,819	1,840
北 海 道	・ 東 北	1,120	395	493	232
関 東	甲 信 越	1,799	726	721	352
東 京	都	792	355	318	119
中 部	部	1,357	521	561	275
近 畿	畿	1,343	538	554	251
中 国	・ 四 国	1,315	445	563	307
九 州	・ 沖 縄	1,349	436	609	304

(注) 各地域に含まれる道府県は、次のとおりである。

- 「北海道・東北」…北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
- 「関東甲信越」……茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県
- 「中部」…………富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
- 「近畿」…………滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山县
- 「中国・四国」……鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
- 「九州・沖縄」……福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

(3) 調査項目

ア 事業所単位別調査事項

(ア) 総括的事項（平成19年4月分最終給与締切日現在）

- ① 事業所名
- ② 事業所所在地
- ③ 産業分類の基礎となった主な事業内容
- ④ 本店・支店の別
- ⑤ 企業全体の常勤の従業員総数
- ⑥ 事業所の常勤の従業員総数
- ⑦ 調査指定職種別従業員数

(イ) 給与等に関する事項（特に断わりのない限り、平成19年4月分最終給与締切日現在（4月そ及改定分を含む。））

- ① 賞与及び臨時給与の支給総額並びに支給従業員数（平成18年8月から平成19年7月までの状況）
- ② ①の該当月及び平成19年4月のきまで支給する給与の支給総額及び支給従業員数
- ③ 本年の採用状況

- ④ 本年の給与改定の状況
- ⑤ 平成18年冬季賞与の支給状況
- ⑥ 家族手当の支給状況
- ⑦ 住宅手当の支給状況
- ⑧ 通勤手当の支給状況
- ⑨ 単身赴任者に対する手当の支給状況
- ⑩ 人事制度（施策）の状況
- ⑪ 雇用調整の状況
- ⑫ 労働時間の状況等

イ 従業員別調査事項

(ア) 初任給関係職種（平成19年4月分の最終給与締切日現在）

- ① 学歴
- ② 初任給月額別従業員数
- ③ 初任給月額

(イ) 初任給関係職種以外の調査指定職種（平成19年4月分の最終給与締切日現在（4月そ及改定分を含む。））

- ① 年齢
- ② 学歴
- ③ 性
- ④ きまって支給する給与総額
- ⑤ 時間外手当額
- ⑥ 通勤手当額

(4) 調査期間

平成19年5月1日から同年6月15日まで